

社団法人被害者支援都民センター定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、「社団法人被害者支援都民センター」（以下「本センター」という。）という。

(事務所)

第2条 本センターは、事務所を東京都新宿区戸山三丁目18番1号に置く。

(目的)

第3条 本センターは、犯罪等の被害者及びその遺族（以下「被害者」という。）に対して、精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者の被害の回復及び軽減に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 被害者に対する電話相談及び面接相談事業
- (2) 被害者への物品の供与又は貸与、役務の提供等による直接的支援事業
- (3) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請を補助する事業
- (4) 被害者自助グループへの支援事業
- (5) 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業
- (6) 相談員・被害者支援ボランティアの養成及び研修事業
- (7) 被害者の実態に関する調査及び研究事業
- (8) 被害者支援活動に関する広報及び啓発事業
- (9) その他本センターの目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(会員の種別)

第5条 本センターの会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 本センターの目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 本センターの事業を賛助するために入会した個人又は団体
 - (3) 特別会員 本センターに功労があった個人、団体又は学識経験者で総会において推薦されたもの
- (入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

- (1) 死亡したとき又は団体が解散したとき。
- (2) 正会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

- (1) 本センターの定款に違反したとき。
- (2) 本センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第 3 章 役 員

(役員の種類及び定数)

第11条 本センターに次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上20人以内
- (2) 監事 2人以上5人以内

2 理事のうち1人を理事長、2人以内を副理事長、1人を専務理事とする。

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選による。

3 理事の構成は、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）及び所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とする。また、同一業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とする。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 監事には、本センターの職員が含まれてはならない。

(役員職務)

第13条 理事長は、本センターを代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、あらかじめ理事長の定める順位により、理事長に事故あるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときにはその職務を行う。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本センターの常務を掌理し、理事長及び副理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

5 監事は、次の職務を行う。

- (1) 財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを総会又は主務官庁に報告すること。
- (4) 前号の規定による報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えがたいと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(費用弁償等)

第16条 役員は、無給とする。ただし、常時勤務する役員に限り、報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

第4章 会 議

(会議の種別)

第17条 本センターの会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第18条 総会は、本センターの最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(会議の権能)

第19条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本センターの運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第20条 通常総会は、毎年度開始前及び年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき。

(3) 監事が第13条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上の理事から会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(会議の招集)

第21条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の場合には請求があった日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(会議の議長)

第22条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(会議の定足数)

第23条 会議は、総会においては正会員総数及び理事会においては理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第24条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員総数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(会議における書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 正会員又は理事の現在数
 - (3) 会議に出席した正会員又は理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨付記すること。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要（発言者の氏名及び要旨を含む。）及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、出席した正会員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

第 5 章 財産及び会計

(財産の構成)

第27条 本センターの財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会計年度内における次に掲げる収入
 - ア 会費
 - イ 寄附金品
 - ウ 事業に伴う収入
 - エ 財産から生ずる収入
 - オ その他の収入

(財産の管理)

第28条 本センターの財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、

理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第29条 本センターの経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第30条 本センターの事業計画及びこれに伴う予算は、会計年度開始前に、事業計画書及び収支予算書を作成し、総会において出席者の3分の2以上の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第31条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の規定により編成した暫定予算は、総会において承認を得なければならない。

3 第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第32条 本センターの事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、2か月以内に、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を受け、総会において出席者の3分の2以上の議決を得なければならない。

(長期借入金)

第33条 本センターが資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、主務官庁に届け出なければならない。

(会計年度)

第34条 本センターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 6 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第36条 本センターは、民法（明治29年法律第89号）第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の許可があったとき解散する。

3 解散後の残余財産は、総会の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的を有する公益法人又は地方公共団体に寄附する。

第7章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第37条 本センターの事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、必要な職員を置く。

(職員の任免)

第38条 職員の任免は、理事長が行う。

第8章 顧問

(顧問)

第39条 本センターに顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又は有識者の中から、理事会の推薦を得て理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じて、会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問には、費用を弁償することができる。

第9章 雑則

(委任)

第40条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に

定める。

附 則

- 1 この定款は、主務官庁の許可のあった日（平成12年4月1日）から施行する。
- 2 本センターの設立当初の役員は、第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定める別紙役員名簿のとおりとする。
- 3 本センター設立当初の顧問は、第39条第2項の規定にかかわらず、設立総会の定める別紙顧問名簿のとおりとする。
- 4 本センターの設立初年度及び翌年度の事業計画及び収支予算は、第30条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則

この定款は、主務官庁の許可のあった日（平成13年7月2日）から施行する。